

審査請求様式第1号

(※地方支分部局等の長が行った処分に対する審査請求の場合は、正副2通を提出して下さい。)

(令和) 2年 6月 29日

厚生労働大臣 殿

審査請求書

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき審査請求します。

1 審査請求人の氏名・住所(居所)又は法人等名称・代表者若しくは管理人の氏名・住所(居所)

氏 名 : 多田 雅史

個人

(総代)

住所(居所) :

[Redacted]

(連絡先

[Redacted])

[*総代の場合は選任状等を添付
*総代を複数人選任し書ききれない場合は、別紙にご記入下さい(選任状添付に代えても可)。

法人等名称 :

法人
(団体)

代表者等氏名 :

(※代表者等の資格証明書添付)

住所(居所) :

(担当者

連絡先

-

-

)

代理人

代理人氏名 :

(※委任状添付)

住所(居所) :

(連絡先

-

-

)

2 審査請求に係る処分 (※決定通知書でご確認下さい。)

決定年月日 : (令和) 2年 6月 24日

文書番号 : (厚生労働省発薬生0624第55号)の行政機関の保有する情報〔不開示〕決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

(令和) 2年 6月 26日

4 審査請求の趣旨及び理由 (※書ききれない場合は裏面あるいは別紙等にご記入下さい。)

別紙のとおり(裏面)

5 審査請求期間経過後に審査請求する場合の正当な理由(※書ききれない場合は裏面あるいは別紙等にご記入下さい。)

請求期間内である。

6 処分庁の教示の有無及びその内容 (・ 無)

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

審査請求様式第 1 号

(※ 地方支分部局等の長が行った処分に対する審査請求の場合は、正副2通を提出して下さい。)

別紙

2016 年から 2019 年の毎年、医薬・生活衛生局医薬安全対策課等の担当課における、「ベンゾジアゼピンに関する陳情」の会議は、これまでに毎年 7 月 11 日に開催されており、陳情者は「711」と称し、2016 年から 2019 年の 4 回の陳情の会議が開催されており、その都度、行政側の担当者からは、「ベンゾジアゼピンの処方規制に関するガイドライン」の検討中などの回答がなされている。したがって、厚生労働当局は、継続的にベンゾジアゼピン系薬物の副作用の検証及び処方規制の検討がなされているはずである。しかしながら、711 が 4 年間にわたり開催されたにもかかわらず、同省当局者からは、一切、検討されたガイドライン等の連絡がない。そこで、本件行政文書の開示請求をしたところ、711 会議に関する資料（当日、陳情者が配布した資料）及び同省の議事録が存在しないとの理由により、「不開示決定」がなされた。会議資料及び議事録が存在しないとすれば、どのような対策を行っているかが不明である。また、会議が 4 年間にわたり継続しているにもかかわらず、また、令和 2 年にも第 5 回目が予定されているにもかかわらず、配布資料を廃棄した基準が不明であり、また、議事録の作成の不作为がある。特に、会議録も作成していないのであれば、711 陳情の当日の回答は虚偽回答になる。